

○議案第40号 守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、現在、行政財産使用料条例及び同施行規則等により、使用許可及び使用料の徴収などを行っている学校施設の目的外使用について、運動場の使用料を新たに定めるとともに、現在の使用実態にあわせて使用料を1時間単位とすること、また、今回の改正に伴う運用形態の変更により、学校施設等の使用許可の申請手続きを明定する必要があるため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、今後の市民等による学校施設の使用については、使用料の減免基準の見直しや、毎年度ごとに使用者登録が原則必要となることを始めとして、新たな運用方法となるため、市民や利用者に対し十分な説明や周知に努めるなど、万全を期されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、酒井委員におかれましては、使用料の算出根拠に疑問があることや、利用調整の手法についても準備不足であり、4月施行の条例であるにもかかわらず、追加議案として提出されるなど拙速に進められているため、時期尚早であるとの理由から、池嶋委員におかれましては、現時点で、本条例は利用者の不利益になりかねないものとなっており、さらには、このような短期間で地域や利用者などに周知徹底できるのかも甚だ疑問であるため、再度検討を重ねてから提出すべきであるとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。